

足立区

協議会設置の端緒

同意のない個人情報の共有

相談処理にあたっては、現状、福祉部署等の関係機関との連携を行っているが、個人情報の提供は本人同意が取れる場合であり、認知症や知的障害等の影響で、本人同意が取れない場合は支援が行えないケースも発生することもあり得るため、設置を検討。ただし、単体で設置するのでは会議体が増えるだけであり、関係機関が他の所属の会議体構成員として多数呼ばれており、出席調整が難しいことから、既存の会議体で福祉現場との連携が行える高齢者虐待防止ネットワークへの上乗せが合理的と判断した。福祉部署への事前説明では、取組が福祉的観点からの権利擁護支援の対象にもなるとの了承を得て設置にいたる。

母体となった会議体

足立区 高齢者虐待防止ネットワーク

高齢者等の深刻な消費者被害は、重大な権利侵害であり、高齢者虐待防止法第27条、障害者虐待防止法第43条に「第三者による不当な財産取引」として規定されていることを踏まえて、本ネットワークを母体と考えた。構成員が重複しないよう既存ネットワークを利活用することにメリットがあった。

協議会設置までに要した時間

約1年

令和6年10月頃 前担当者が設置に向けて関係部署と調整開始。
令和7年3月頃 関係部署から上乗せ設置の了承を得る。
令和7年9月3日 既存のネットワーク会議内で宣誓を行い、設置の承諾を得る。

関係者説明用に作成した資料等

- 高齢者虐待防止ネットワークを所管する福祉部署への説明資料
『「消費者安全確保地域協議会」の設置検討について』と題する資料。



足立区に特徴的なポイント

障害者の見守りも視野に入れ、ネットワーク会議にはオブザーバーとして、介護保険課、障がい福祉課、障がい援護課も参加している。

協議会発足時、発足後の事務量

- 既存ネットワークの所管課である医療介護連携課への依頼内容
 - ・ 協議会設置について各委員への了承を取ること
 - ・ 議事録の作成
- 消費生活センター
 - ・ 会議で使用する資料の作成(高齢者の相談件数、相談内容、最新の傾向)と情報収集
 - ・ 資料印刷及び会議当日の会場設営・予約等

設置後も従前の事務量と変化はない。

実務的な庁内調整の方法

- ・ 調整のための資料を作成して、まずは福祉部署と消生部署の部長同士で調整を開始。これにより福祉部署の同意を得た後、担当者間で実務的な調整を行った。
- ・ その後、福祉部担当課職員が各委員に個別に説明に出向き、協議会設置に向けての賛同を働きかけた。

足立区消費者安全確保地域協議会の特徴

協議会の構成員が多岐にわたっており、庁内関係課の他、医師会、弁護士法人、警察署、消防署、民生・児童委員、人権擁護委員会、高齢者福祉施設連絡協議会、介護サービス事業者連絡協議会、東京都住宅供給公社、地域包括支援センター、社会福祉協議会が参画。

立ち上げ担当者及び相談員の感想

- 担当者
 - ・ 各関係機関と連携は取ってきたが、正式に協議会を立ち上げたことで、情報の共有が容易になった。
 - ・ 個人情報の共有については大きなメリットではあるが、本人との関係性もあるため、慎重に取り扱う必要があると考える。
- 消費生活相談員
 - ・ 協議会が設置できたことにより、これまで行ってきた見守りの取組において、関係部署との連携がより速やかに確実にできるようになった。